

了み才

三田法曹会



塾の法科

高田 晴 仁

(慶應義塾大学大学院法務研究科委員長)

法務研究科は創立 21 年目を迎えた。人間なら立派な成人である。揺籃期、そして成長期には、さまざまな出来事があった。あるいは子供の成長と同じだったかもしれない。その丘の上の学び舎を、常に変わず見守ってくれたのが三田法曹会である。

2016 年の週刊ダイヤモンドの「慶應三田会」特集は、週刊誌でありながら増刷されるほどの人気だったらしい。2018 年には書籍化もされた。その中に、「三田法曹会」にぶらさがる形で「法務研究科」が登場する。取材した記者氏もえらく粋な描き方をするものだと思うず笑い、かつ感心した。

現在ではもう歴史的文書ともいえる 2001 年の「司法制度改革審議会意見書」は、「実務との融合」「実務法曹や実務経験者の参加」など、ほぼ理論一辺倒だったそれまでの法学部教育のあり方を根本的に見直して、法科大学院制度を創設することを提言した。多くの

大学では、当初これを至難の技ととらえたようであったが、塾の法科にとっては乗り越えられない課題ではなかった。司法試験の指導機関である「司法研究室」や、正規カリキュラムである「司法制度論」「民法演習」が置かれていただけではない。何よりも塾風として半学半教が根づいているからである。巷間よくみられる理論家としての法学部教員が主となり、実務家が客となるのではない。共に主となって相携え、次の世代を育てる塾法科大学院の組織は、まったくもってこの塾風の賜である。

いま私は塾の法科と記した。2004 年に塾の法科大学院は三田法曹会と法学部法律学科から生まれた。将来に向かっても半学半教は、法律学科と法科大学院を貫いて実行されていくべきものである。二つの別の組織があるようにみえるのは、あくまで仮の姿にすぎない。われわれは塾の法科なのである。